

教育訓練給付金のコース	講座の名前	講座の内容	教習時間	卒業までに必要な教習料の総額	給付金対象金額
	大型一種コース(12)	大型自動車(中型免許所持)	13時間	230,330円	206,580円
	大型一種コース(1)	大型自動車(中型(8t)免許所持)	18時間	294,350円	270,600円
	大型一種コース(9)	大型自動車(準中型(5t)免許所持)	24時間	361,230円	337,480円
	大型一種コース(14)	大型自動車(普通(MT)免許所持)	27時間	403,910円	380,160円
	中型一種コース(10)	中型自動車(準中型(5t)免許所持)	11時間	168,620円	147,070円
	中型一種コース(11)	中型自動車(普通(MT)免許所持)	15時間	204,700円	183,150円
	大型二種コース(C)	大型二種自動車(大型一種免許所持)	32時間	330,770円	315,920円
	大型二種コース(B)	大型二種自動車(中型(8t)免許所持)	41時間	466,280円	438,130円
	中型8t限定解除コース(2)	中型自動車(中型(8t)免許所持)	5時間	100,100円	90,200円
準中型5t限定解除コース(13)	準中型自動車(準中型(5t)免許所持)	5時間	65,010円	56,760円	

- 注：1. 教習時限は教習時間とは異なります。教習1時限は50分間となります。
 2. 上記のコース教習料の総額には、追加実習料、再検定料が必要です。
 3. 中型免許は年齢20歳以上、準中型(5t)、普通免許の運転経歴が2年以上必要となります。(限定解除除く)
 4. 大型免許は年齢21歳以上、中型免許(8t限定)、準中型(5t)、普通免許の運転経験が3年以上必要となります。
 5. 大型二種免許は年齢21歳以上、中型免許(8t限定)、準中型(5t)、普通免許の運転経験が3年以上必要となります。

厚生労働省の教育訓練給付制度とは？

働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす方(※支給対象者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%の金額(但し上限10万円)がハローワーク(公共職業安定所)より支給されます。

※ 支給対象者(次のいずれかに該当する方)

- ① 在職中の方で、雇用保険に通算3年以上加入されている方。
- ② 過去に雇用保険に3年以上加入された方で、離職日の翌日から受講開始日までが1年以内の方。
- ③ 当分の間、初回に限り1年以上加入された方も受給可能です。

◆◆教育訓練給付金の受給資格の有無等は本人の住所地を管轄するハローワークに照会することが出来ます。

岐阜県公安委員会指定
岐阜労働局長登録教習機関

加茂自動車学校



- 普通自動車
- 大型自動車
- けん引自動車
- 大型特殊自動車
- 大型二輪車
- 普通二輪車
- 大型二種自動車
- 中型二種自動車
- フォークリフト
- 玉掛け
- 小型移動式クレーン
- 高所作業車
- 車両系建設機械(整地等)・解体
- 不整地運搬車
- ガス溶接
- 職長・安全衛生責任者
- 各種特別教育

美濃加茂市前平町3-45

TEL(0574) 25-4155 FAX(0574) 26-2634
URL <http://www.kamoj.co.jp>